

# 北海道家庭学校

## 社会的養護関係施設の第三者評価事業 報告書

特定非営利活動法人

北海道児童福祉施設サービス評価機関

平成30年8月20日

## 目 次

A	社会的養護関係施設の第三者評価業務処理経過	P. 2
B	第三者評価結果の公表事項（児童養護施設）	P. 3
C	利用者調査	P. 27
D	資料	P. 35

## A 社会的養護関係施設の第三者評価業務処理経過

### 1. 業務処理経過

【評価機関】	特定非営利活動法人	北海道児童福祉施設サービス評価機関
H29年7月 ～9月	【申込み・契約】	○社会的養護関係施設の第三者評価受審申込み受理 ○契約締結
10月～ H30年2月	【事前分析】	○資料の事前提供及び利用者調査（アンケート調査）を依頼 ○施設より提供資料を受理 ○事前分析・事前協議
2月	【施設調査】	○訪問調査 ○利用者調査のアンケート用紙回収
2月～ H30年3月	【調査結果分析・ 評価とりまとめ】	○評価調査者の合議等による評価結果の取りまとめ ○評価結果確定
4月～8月	【評価結果の報告】	○施設へのフィードバック ○報告書提出

- ・平成29年9月1日付けで福祉サービス第三者評価実施について契約を締結。
- ・平成30年2月に施設から提供資料を受理し、評価調査者による事前分析及び事前協議等を実施。
- ・2月22日(木)～23日(金)に施設を訪問し、施設見学及び施設長・職員インタビュー、書類等確認等の調査を実施。
- ・利用者調査の未開封封筒入りアンケート用紙を訪問調査時に施設から受領。
- ・訪問調査終了後、第三者評価を取りまとめる上での参考情報としてのアンケートの集約。
- ・各評価調査者の評価結果まとめ、評価機関としての合議・評価決定委員会等を行い、評価結果を確定。

### 2. その他

評価事業は、「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」（平成27年2月17日付け雇児発0217第6号、社援発0217第44号）に基づき、福祉サービス第三者評価、すなわち社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関として、専門的かつ客観的な立場から評価を行う事業として実施しました（D 資料参照）。

評価基準は、上記「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」に基づき実施しました。

判断基準（水準）は、結果をa、b、cの3段階評価で示しました。このうち、aは施設運営指針に掲げられている目指すべき理想的な状態です。bはこれに至らない、多くの施設で考えられる標準的な状態です。cはこれ以上に課題が大きい状態です。評価結果で、cの項目がある場合は、これを改善していく活動が必要です。bの項目は、さらにaに向けて努力していくことが重要です。

評価結果は、評価機関から第三者評価事業の全国推進組織と定められている社会福祉法人全国社会福祉協議会へ提出し、社会福祉法人全国社会福祉協議会より公表されます。

## B 第三者評価結果の公表事項(児童自立支援施設)

### ① 三者評価機関名

特定非営利活動法人 北海道児童福祉施設サービス評価機関
--------------------------------

### ② 評価調査者研修修了番号

SK15153、S15084、S16002
-----------------------

### ③ 施設の情報

名称：北海道家庭学校	種別：児童自立支援施設
代表者氏名：仁原 正幹	定員（利用人数）： 85 名
所在地：北海道紋別郡遠軽町留岡 34	
TEL：0158-42-2546	ホームページ： <a href="http://kateigakko.org/">http://kateigakko.org/</a>
【施設の概要】	
開設年月日：1914（大正3）年 8月 24日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 北海道家庭学校	
職員数	常勤職員： 23名 非常勤職員 5名
専門職員	児童自立支援専門員 8名
	児童生活支援員 4名
	心理士 1名
施設・設備 の概要	(居室数) (設備等) 3寮稼働 (各寮 児童居室4人部屋×3室)

### ④ 理念・基本方針

- 1 児童に、より家庭的な生活環境を確保するため、夫婦職員を中心として寮舎を運営する「小舎夫婦制」を基本とする。
- 2 創設の精神である「能く働き、能く食べ、能く眠る」という三能主義のもと、児童を支援するとともに、「児童の権利擁護」を推進し、「児童の最善の利益」を追求する。
- 3 家庭、地域社会、関係機関との連携を進め、可能な限りの支援を行う。
- 4 地域に開かれた施設となることを心掛け、地域の団体・個人の協力・支援を受け入れるとともに交流をすすめる。
- 5 職員を外部での各種研修会・研究会等へ積極的に参加させるなどして、児童の自立支援に資するよう職員の資質向上に努める。

## ⑤施設の特徴的な取組

### ・ 留岡精神を継承した施設運営

北海道家庭学校は民間の感化院の流れを汲む極めて特異な施設である。「子どもは救うべきもの、導くべきもの、教うべきもの、愛すべきもの」という児童観、「家庭にして学校、学校にして家庭、愛と智がいっぱいに溢れた環境で」という生活教育と「小舎夫婦制」に支えられた「能く働き、能く食べ、能く眠らしめる」という三能主義（留岡精神）を掲げている。自然豊かな立地環境の中で創設100年の歴史をとおして範となる留岡精神を脈々と継承し今日まで運営されている。

### ・ 法人内の自立援助ホームと連携した支援

社会福祉法人が直接経営する自立援助ホームは貴重な形態であるが、「社会福祉法人北海道家庭学校」は平成28年度に自立援助ホーム「がんぼうホーム」を市街地に開設した。施設は「がんぼうホーム」と連携し、高校等への進学や資格取得等を目指す年長児への継続的支援を図っている。

## ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成29年9月1日（契約日） ～ 平成30年3月31日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	1 回（平成26年度）

## ⑦総評

### ◇特に評価の高い点

#### 1 施設長のリーダーシップ

施設長は、児童自立支援施設への高い見識を有し、過去の児童相談所や行政での経験を活かしながら、率先して今後の施設の在り方を議論する場を設けて職員とともに取り組んでいる。施設の伝統を活かしながらも、時代の要求に応えられる施設の在り方について検討を重ねている。

#### 2 積極的なホームページからの情報発信

施設の立地する地域性から、子どもや保護者、施設に興味を持つ関係者等に対しホームページを活用して機関誌「ひとむれ」の月1回発行時にあわせた更新による情報発信が行われている。施設の提供する支援内容や法人の事業報告・事業計画等の一般的な情報提供のみならず、理解しやすい情報提供の工夫として動画を用いて土地柄や施設の風景等の発信を行い、閲覧した人が、施設訪問や入所等の時にオリエンテーションにつながることを意識した積極的な情報発信に取り組んでいる。

#### 3 分校と連携した作業活動

生活支援、学習支援、作業支援は施設の支援の3本柱であるが、特に広大な敷地と豊かな自然環境を活かした作業活動は施設創設以来の特徴的な取り組みである。山林・園芸・蔬菜・校内管理・酪農の各班による活動を「作業班学習」として分校との協働で一体的に取り組んでおり、子どもの自信や意欲を育てる総合的な支援としての成果を上げている。

#### 4 社会経験を広げる取り組みの積極的推進

月に1度の小遣いを使った買い物や町内の温泉施設の利用など、寮ごとに外出の機会を設けており、夏冬の帰省期間に施設に残る子どもには、外食や映画鑑賞、各種スポーツ等の外出行事などを子どもの希望に沿って実施している。また、ボランティアによる合気道、スキー、書道や切り絵などの指導の受け入れや地域のクロスカントリースキー大会に子どもと職員が一緒に参加するなど地域社会との交流も進めている。児童自立支援施設という支援の枠組みの中で、施設内の各種活動に留まらず、外出やボランティア等との交流の機会を設けるなど、子ども達の社会経験を広げ社会性を育てる取り組みを積極的に推進している。

##### ◇改善を求められる点

###### 1 理念や事業計画等の子どもや保護者への丁寧な説明

綿密な事業計画や事業報告がホームページに掲載されているが、すべての保護者が閲覧できるとは限らないため、主な内容や理念等を分かりやすく簡潔に記載した資料を作成し子ども会で説明する、機関誌「ひとむれ」に掲載して周知するなどの方法で理解を促す取り組みに期待したい。

###### 2 標準的実施方法の定期的な見直しによる支援の確立

小舎夫婦制の支援の形として歴史ある豊富な経験知を基に、多様な課題を抱えた子ども達の支援に関係職員・教員が、日々連携した情報共有及び検討を行い組織的な標準的な実施方法の確立に努めている。しかし、職員の入れ替わり等で経験年数の少ない職員が多くなってきていることもあり、組織的に検証や見直しを行う時期を定めて支援の効果・検討の総括をすすめ、PDCA視点からの形式知へ置き換えを行い小舎夫婦制を特徴とする北海道家庭学校の標準的な実施方法のさらなる確立を望みたい。

###### 3 家庭支援専門相談員等専門職の役割の明確化

保護者や家族との信頼関係を深め、連携して子どもの支援にあたるためにも、家庭支援専門相談員の役割は重要であり、できれば兼務ではなく専任化するとともに、職務内容についても明文化して寮長や他の専門職と連携して支援できるような体制づくりに期待したい。

#### ⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

この度の受審で、施設長のリーダーシップ、情報発信、分校との連携等で高い評価を頂いた点については全職員の励みとし、さらに信頼を得られる施設運営を積み重ねていけるよう努力していきたいと考えています。また、改善点については全職員で討議し、保護者等への情報発信の仕方の工夫、家庭学校の標準的な支援方法の確立と明文化、家庭支援専門相談員等専門職の役割の明確化を進めたいと思います。

#### ⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果（児童自立支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 41 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 共通評価基準（45 項目）

#### 評価対象 I 支援の基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ <b>ⓑ</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○理念については、ホームページの中に「理念と願い」として、歴史や使命、目指す方向などが記されている。基本方針については、平成 29 年度事業計画の中に「運営の基本方針」、運営規程の中に「運営の方針」として明文化され、職員の行動規範ともなっている。内容については会議の中で説明し、周知を図っている。</p> <p>◆理念や基本方針を簡潔にわかりやすく説明した資料は作成しておらず、子どもや保護者への周知については、今後の取り組みに期待したい。</p>		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	<b>ⓐ</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○社協が主催する、社会福祉法人に関する研修やセミナーには必ず参加して、最新の情報を得るよう努めている。最近の入所児童の状況なども踏まえて、数年先までの経営状況の分析は行っているが、入所児童数が少ないことから、経営環境の厳しさを自覚し、新規事業の開拓について模索している。</p>		

3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○経営状況や改善すべき具体的な課題については、理事会等で役員間での共有はなされており、職員に対しても説明、周知はしている。</p> <p>◆経営状況や課題について、職員間で共有化を図るとともに、経営改善のための取組みについても、かねてから要望が多かったバター、チーズの販売（現在は、製造はしているものの、自家用・贈答用のみ）に向けて企画を始めているとのことなので、取組みをさらに進めるよう期待したい。</p>		

### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・ <b>c</b>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>◆入所児童の減少により、財政的な裏付けに基づいた中・長期的な計画を立てにくい状況にある。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・ <b>c</b>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>◆中・長期計画を踏まえた事業計画ではないが（評価としてはc）、単年度の計画としては具体的で実行可能な内容になっており、目標が設定できるものについては、設定している。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○事業計画については、毎年度末に実施状況について評価したうえで、結果は翌年度の事業計画に反映されており、職員にも会議において説明、周知されている。</p> <p>◆事業計画の策定にあたっては、できるだけ職員の意見を汲み取るよう努めているが十分ではないこと、計画期間中における実施状況の把握・点検が十分でないことについては、今後の改善に向けた取組みに期待したい。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○子どもに対しては、事業計画そのものを配布することはないが、行事を中心に日常的に説明する機会が多い。</p> <p>◆事業計画についてはホームページに掲載されているが、子どもや保護者が理解しやすいよう、主な内容を分かりやすく簡潔に説明した資料を作成するなどの工夫が望まれる。</p>		



## I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○支援の質の向上のために、職員研修体制を整備して職員の資質や能力の向上を図っている。発達障がいや性的な課題のある子どもへの支援を強化するため、施設内の心理担当職員や分校教員、外部の精神科医などが協働して支援にあたるよう配慮している。</p> <p>◆3年に一度の第三者評価は受審しているものの、毎年の自己評価については今後の取り組みに期待したい。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○第三者評価の結果については真摯に受け止め、職員間で共有できるよう努めており、できる所から改善している。</p> <p>◆第三者評価の受審結果を施設として分析し、取り組むべき課題を明らかにして改善策を職員全体で考え、取り組みやすいところから実施していくなどの工夫が望まれる。</p>		

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	<b>a</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○施設長は機関誌（「ひとむれ」）や職員会議等で、自らの役割と責任を明確に表明しており、専決規程・防災計画等でその役割及び責任は明文化されている。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	<b>a</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○施設長は、全国児童自立支援施設協議会施設長会議をはじめさまざまな研修会に参加して知見を深め情報を収集して職員に伝達しており、コンプライアンスの意識を強く持った施設経営に努めている。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		

12	Ⅱ-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○施設長は、職員全員に「自己申告書」を提出させ、それをもとに自己の職務への振り返りや研修の希望などについて面談して、支援の質の向上を図っている。経験の浅い職員を積極的に外部の研修に参加させたり、個人の資格取得についても、職務に役立つものであれば特例で旅費を支給するなどの配慮をしている。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○施設長は、経営改善を意識してバターやチーズなどの製造・販売を計画し、伐採期を迎えた森林の樹木の計画的伐採を行って収益増加を図るなど、さまざまな努力をしている。業務の実効性を高めるため、職員配置を工夫して閉鎖していた寮を再開するなど、具体的な取り組みをしている。</p>		

## Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○事業計画や運営規程の中で、寮での支援や作業班の編成・支援に関わる専門職の配置について明記し、各種加算職員の配置についても努力している。</p> <p>◆職員の確保について福祉系、教育系の大学への募集を積極的に行っているものの、現状では入職希望者がなかなか集まらないとのことだが、引き続き各方面と連携して人材確保に努めることが望まれる。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○施設独自の倫理綱領を定めており、新人の職員でも目指すべき支援者像がイメージしやすい。人事に関する規程集は採用時に手渡し、周知している。年1回の「自己申告書」提出と施設長面談により、職員の専門性や成果などを評価している。給与は国家公務員の人事院勧告に準じて支給し、施設所在地域では高い水準に設定している。</p> <p>◆職員が、将来の姿をイメージして働くことができるような仕組み作りに期待したい。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○職員の勤務状態の管理については総務部長が責任者となっており、休暇の取得情報や時</p>		

<p>間外勤務については、記録が冊子として保管されておりいつでも確認できるようになっている。人間ドック（35歳以上）受診の費用を一部補助するなど、福利厚生にも配慮しており、育児休業を取得した職員もいる。</p> <p>◆伝統ある施設で働く魅力を広範囲に発信し、人材の確保、定着に向けた取り組みをさらに進めていくことに期待したい。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○「自己申告書」に基づいて、施設長と副施設長、自立支援部長が全職員と面談し、職員一人ひとりが設定した目標について確認を行い、目標達成のための助言がなされている。</p> <p>◆せつかく書面によって目標管理がなされているので、研修実施計画（階層別）ともリンクさせたり、中間での進捗状況の確認や変更も含め、様式を充実させて職員自らが目標管理できるような体制の構築が望まれる。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○職員研修規程を策定し、それにもとづいて児童自立支援施設を利用する子どもの特性を理解し、効果的な支援ができるよう、職員一人ひとりのキャリアに応じた研修計画を作成し、職員の資質向上に努めている。</p> <p>◆施設の目的に適った支援を実施するために、職員として必要な専門技術や専門資格を明示し、職員自らがどのような支援者を目指すのがイメージできるような取り組みに期待したい。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	<b>a</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○職員採用時の書類、資格一覧表、自己申告書などによって、専門資格の取得状況や知識・技術の水準が把握され、キャリアに応じた研修に参加できるよう配慮している。全体的に経験の浅い職員が大半を占めるため、ほぼすべての職員に何らかの外部研修の機会が確保されている。精神科医等外部講師を招いての施設内研修も実施されている。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○実習生については、今年度は保育士4名を受け入れているが、職員体制に余裕がないため、児童自立支援施設に関心があり、働いてみたいという学生中心に受け入れている。資格取得のための実習以外にも、福祉系大学のゼミなど任意の実習も受入れ、相手方の要望に応じたプログラムを提供している。</p> <p>◆社会福祉士実習は、実習指導者の確保などから難しい面もあるが、将来の人材確保の観</p>		

点からも、いずれは受入れの基本姿勢を明文化し、マニュアルを作成するなどの取り組みが望まれる。

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○数年前からホームページの充実にも努め、現在は施設の沿革や理念、支援の内容、事業計画、事業報告、決算報告、第三者評価の受審結果など多岐にわたって公表している。その他機関誌（「ひとむれ」）等を毎月発行し、全国全道の関係機関に配布して情報公開に努めている。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・Ⓑ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○直近の法改正に準じた経理規程が整備され、事務、経理、取引等に関する責任が明確にされている。使用している会計ソフト会社の担当者に必要に応じて相談できる体制になっている。</p> <p>◆監事による内部監査は年4回行っているが外部監査は受けていないため、より運営の透明性を確保するためには外部の専門家によるチェックを受けることが望ましい。</p>		

### II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・Ⓑ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○文書化はしていないものの、毎年花見の会、運動会、園遊会、クリスマス晩餐会等の行事に地域の人たちや支援団体の人たちを招待して、子どもたちとの交流を図っている。また、自衛隊員によるスキー学習指導、地元理美容団体「月曜会」による散髪奉仕が実施されている。子どもたちも、町主催のコスモスフェスタの際には草取りボランティアとして参加している。</p> <p>◆せっかく多くの有意義な交流がなされているので、事業計画の中に記載するなどの工夫で明文化することが望まれる。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・Ⓑ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○ボランティアの受入については、散髪、合気道、書道、スキー指導など積極的に行い、</p>		

<p>年間 100 人以上のボランティアを受け入れている。研修とまでは言えないが、受け入れにあたっては、子どもたちの特性やプライバシーへの配慮などについて説明している。</p> <p>◆せつかく多くのボランティアを受け入れているので、事業計画に基本姿勢を記載したり、簡潔なマニュアルを作成するなどの工夫で明文化することが望まれる。</p>		
<p>Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○「関係機関電話一覧」を作成し、職員に配布している。各児童相談所との連絡協議会は月 1 回くらいの割合で開かれ、退所する子どものためには、地域の要保護児童対策地域協議会を開催してもらい、自立支援部長や寮長が参加している。子どもの支援について、近隣地域の児童養護施設等と合同で研修会を実施したり、自立援助ホーム（がんぼうホーム）を設置して学校や職場と連携し、退所後のアフターケアにも取り組んでいる。</p>		
<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>Ⅱ-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○町内のスポーツ団体に体育館を開放する、地元の山林レスキュー（ボランティア団体）に山林を研修地として使ってもらい、礼拝堂をコンサート会場や結婚式場として開放するなど地域住民に施設の機能を還元している。「北の里山」の指定を受け、町内の小学生に森林と触れ合う機会を提供するなど、地域の活性化にも貢献している。</p> <p>◆外部から招いた専門家による講演を、職員だけでなく地域住民にも案内するなどの活動をとおして、住民に対しても施設の機能を役立ててもらおうような活動に期待したい。</p>		
27	<p>Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○施設の利用対象が全道（私的契約の場合は全国）にわたっていることから、遠軽町周辺に特化した福祉ニーズの把握には不得手な部分もあるが、各種行事への招待などをおして把握に努めている。また、全国各地からの見学に対応する中で、福祉ニーズを把握する場合もある。</p> <p>◆地域住民に対する相談事業などは実施していないが、今後は施設長や自立支援部長による講演や、外部専門家の講演に住民の参加を促すなどの工夫により、地域貢献に取り組むことに期待したい。</p>		

## 評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

### Ⅲ-1 子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○職員に配布する運営規定に三能主義「よく働き、よく食べ、よく眠る。」と小舎夫婦制等の組織的な理念と方針を明示し、組織的な支援の実施に関する倫理綱領を定めている。子どもの尊重や基本的人権への配慮についての取り組みとして、月に1回の「一群アンケート」を実施して情報共有を行い必要な配慮・支援に組織的に取り組んでいる。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した支援提供が行われている。	a・Ⓑ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○子どもの虐待防止等の権利擁護の規定等を定めて「枠のある生活」の中で経験的に一定のプライバシー保護に配慮しつつ支援が行われている。</p> <p>◆規程・マニュアル等の整備において虐待防止や個人情報保護視点に比較してプライバシー保護視点の整備が少ない。子ども尊重の基本的な視点のプライバシー保護の規定・マニュアル等の再整備に取り組むことを期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(2) 支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して支援選択に必要な情報を積極的に提供している。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○ホームページを活用して法人の理念や事業報告・事業計画の発信のみならず施設の立地する土地柄の動画配信も行っている。情報発信の見直し更新を月1回行い、子どもや保護者等へのわかりやすい情報提供に努めている。事前見学希望者等に対応して丁寧なわかりやすい説明にも努めている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○運営規定等をもとにインテーク面接が行われ、ルビ振りも用いた「家庭学校生活の過ごし方」資料を用いてわかりやすい説明に努めている。支援過程の保護者等への説明は、特に一時帰省機会を利用して支援状況の説明を行い「保護者アンケート」を配布して保護者の意向・意見等を得ながら支援の同意を得ることに努めている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・Ⓑ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○地域の児童相談所と連携した情報交換が行われ措置変更等により著しい変更や不利益が</p>		

<p>生じないように配慮・対応が行われている。ケースによっては退所後も施設間連携を行いながらアフターケアに努めている。</p> <p>◆施設退所時に子どもや保護者等により措置経験を伏せる有無の課題も考えられるが、経験知的に機能している継続性への配慮の定めとして、子どもや保護者等への相談方法の説明や内容の記載文書の手渡しを含めて、手順や引継ぎ文章等を形式知化することに期待したい。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	a・ <b>③</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○月に1回の「一群アンケート」実施、毎日夕方の寮長との話し合い、自治会ひとむれ会運営支援等の各種対応から子どもの不満及び満足性の把握に努めている。把握した情報は、日々の朝の打ち合わせや職員会議等で分析・検討されて対応改善に努めている。</p> <p>◆「枠のある生活」で落ち着いた生活の営みを保障するために、問題の把握とその対応視点になりがちであることを意識されている。現在の仕組みの中で、不満と満足視点のバランス意識や子ども参画のもとで可能な範囲で満足向上に関する検討会議を設置する等に取り組まれることを期待したい。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<b>①</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○「希望の声」(苦情箱)と伴にルビ付きの苦情受付票が設置されている。年度ごとに事業報告書をホームページに掲示して苦情の申出状況を公表している。</p>		
35	<p>Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p>	a・ <b>②</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○入所時に子どもへ説明して手渡す「家庭学校生活の過ごし方」資料に、わからないことや不安なときは担任以外に、直接、校長先生へ相談や「希望の声」(箱)利用等の複数の方法があることについて明記されている。</p> <p>◆苦情対応が優先的な傾向の仕組み構築ゆえ、苦情以外の相談を受ける対応を意識した取り組みについて、説明・周知、掲示のあり方等を検討されることに期待したい。</p>		
36	<p>Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	a・ <b>③</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○苦情に関わらず、日頃から子どもの相談や意見には傾聴して対応している。寮舎間で差がでないよう寮担当者間で調整し、必要な時には家庭学校全体(生活・学科・職業)で話し合うようにしている。</p> <p>◆苦情以外の相談や意見を受けた時の記録・報告・対応策等についてマニュアルを整備し、定期的に見直しをすることを期待したい。</p>		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○子どもや職員の安心と安全が確保されるよう「安全ガイドライン」を作成して生活場面や作業場面で事故の防止に努めている。事故発生時は定められた手順で「事故発生状況報告書」を用い、発生要因分析から改善策・再発防止等の検討まで校長のリーダーシップをもとに組織的な対応が行われている。</p> <p>◆事故発生時の適切な対応が行っているが、ヒヤリ・ハットに対応する予防的なリスクマネジメント構築が未整備である。リスクマネージャーの選任・配置や委員会設置等の体制整備に取り組み、ヒヤリ・ハット事例の積極的な収集から対応する組織的な取り組みに期待したい。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○保健所主催の感染症予防等の研修会に参加しタイムリーな情報提供として施設内研修会へ結びつけている。</p> <p>◆隣接する組織の養護教諭からの情報等を取り入れて、より確立した感染症予防及び発生時対応マニュアルの充実に努めることや、定期的な見直しを行う等の明確なルール化への対応を望みたい。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○非常災害対策計画を策定して子どもの安全確保への体制整備が行われている。立地状況等から冬季の災害への対策が講じられている。</p> <p>◆災害時の備蓄品の準備等を進めているが、備蓄リストの作成が未完成である。形式的に留まらず災害時及び避難訓練時に機能することを視点に入れたリスト等の完成を期待したい。</p>		

### Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○自立支援計画や成績査定票の活用をもとに各種マニュアルを作成して子どもの状況を踏まえた組織的な支援に努めている。</p> <p>◆標準的な実施方法の文章化において特にプライバシー保護の姿勢に対する視点が明確にされていないので個人情報保護とのつながりを整理した整備に取り組むことを望みたい。</p>		



41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○自立支援計画や記録に関わるマニュアル等は必要内容に応じて年度ごとにふり返し見直しを行い支援の質の向上に努めている。</p> <p>◆組織的に対応する支援の検証・見直しは、子ども達の多様な課題に応じて随時的に行われている。より組織の標準的な実施方法の文章化確立のために、組織的な検証や見直しの時期を定めて、子どもの意見等を拾うひとむれアンケートの活用やアセスメント等も含めて仕組みの再確立・整備に期待したい。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な支援実施計画を適切に策定している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○自立支援部長を責任者として自立支援計画が策定されている。アセスメント等に関する協議が本館職員、寮職員、心理職員等のさまざまな職種の関係職員が参加して行われている。支援計画どおりの支援確認は電子媒体のイントラネットワークシステムと紙媒体の日誌等にて確認する仕組みが機能している。</p> <p>◆アセスメント等に関する協議及び自立支援計画を策定するために様々な関係職員による合議や子どもの意向把握や同意を得る対応が豊富な経験知をもとに行われている。標準的な実施方法の確立に向けた手順を形式知として定めることを望みたい。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に支援実施計画の評価・見直しを行っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○自立支援計画の策定及び見直しは法令上求められる頻度にて定期的に行われている。校長や自立支援部長、主幹、心理士、寮担当職員等によるケース会議を中心に計画が策定されて、計画内容は、後日、関係職員に周知されている。</p> <p>◆自立支援計画の評価・見直しの手順としては、組織的に豊富な経験知に頼ることによって機能しているが、PDCA サイクル視点の標準的な実施方法の確立として手順を定めることを期待したい。</p>		
Ⅲ-2-(3) 支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	<b>a</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○子どもに関する支援記録は、記録要領を定めて職員間の記録内容や書き方に大きな差異が生じないように配慮工夫が行われている。記録情報の職員共有を目的としたネットワークシステムを構築し電子媒体記録が活用されている。また紙媒体として日誌等の記録も決済方式で必要な情報が管理者等まで届く仕組みが構築されている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	<b>a</b> ・b・c

<コメント>

○個人情報保護規定で個人情報保護と情報開示管理体制の整備のみならず児童自立支援施設運営ハンドブックを全職員に配布して、子どもへの養育や心理的ケア等のなかで徹底した情報セキュリティの必要性を促した組織的支援の研鑽に努めている。

## 内容評価基準（41項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

### A-1 子ども本位の支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援において実践している。	㉑・b・c
<コメント> ○定期的な週1回の職員会議を中心にして、日々の朝の打ち合わせや夕方の放送会議時に、子どもへの支援・援助のふり返りについて情報共有を行い組織的な支援に努めている。児童自立支援施設運営ハンドブックを全職員に配布し、組織的な子どもへの支援・援助のあり方の共通意識の一助としている。		
A②	A-1-(1)-② 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a・㉒・c
<コメント> ○子どもの状況や段階によって子どもの出生や生い立ちに関する情報が必要になった時は、情報内容の提供のあり方を組織的に検討して情報を伝えて組織全体でフォローを行うことに努めている。 ◆退所後の社会的自立支援のために「枠のある生活」の既往を伏せる配慮の考え方があり、一方で成長過程をふり返ることによるアイデンティティ確立のために「枠のある生活」をふり返る空白をつくらない配慮の考え方もある。少なくとも年に数回の行事を通じた成長の記録（アルバム）を共に作る機会を最初から無しにするのではなく子どもの状況等によってその機会を設ける検討に取り組まれることを期待したい。		
A③	A-1-(1)-③ 特別支援日課など子どもの行動などの制限については、子どもの安全の確保等のために、他に取るべき方法がない場合であって子どもの最善の利益になる場合にのみ、適切に実施している。	㉑・b・c
<コメント> ○特別支援日課はルールに則り、校長、担当職員、自立支援部長等の協議のもとに実施されている。開始と終了時は、窓口として必ず校長による子どもへの説明や配慮のもとに行		

<p>われている。納得のいかない時は苦情解決制度の仕組みがあることが周知されている。発達障害等を抱えた課題が生じやすい子どもの入校数が増える支援の中で、特別支援日課の効果等を検討しながら適切な組織的支援を行うことに努めている。</p>		
<p>A-1-(2) 権利についての説明</p>		
A④	<p>A-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○日曜に講話を行う取り組みの中で、校長が月に1回担当し、子どもに対して、子どもの権利の正しい理解を促す説明に努めている。職員が子どもの権利に関する理解を深める及び再確認することを目的に、新入職員を含めた全職員に向けた年度初めの校長の施設運営の話しの中に子どもの権利について意識的な研鑽テーマとして取り入れている。</p>		
<p>A-1-(3) 他者の尊重</p>		
A⑤	<p>A-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○寮生活、分校生活、作業学習体験等の中で幅のある年齢構成の中で助け合い及び責任感を育む作業を通じて信頼関係の成熟等々、日々の「枠のある生活」内で様々な人間関係の中で他者へ配慮したコミュニケーション及び共生のあり方を育むような支援が行われている。行事的にも、地域とのかかわりを大切にした運動会や園遊会、クリスマス会を開催し多くの人たちとふれあう地域交流に努めている。</p>		
<p>A-1-(4) 被措置児童等虐待対応</p>		
A⑥	<p>A-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。</p>	<p>㉑・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○「運営規定」や「北海道家庭学校の職員の生徒指導上の体罰及び暴力への対応法方針や懲戒に係る権限の濫用禁止に関する要綱」等を定めて体罰を行わないように徹底し、体罰等があった場合は方針にそって事実確認を行い、厳正に処分を行う仕組みが構築されている。日々の朝のミーティングや夕方の放送会議で常に客観的な事実確認を行いながら体罰等の禁止の組織的な取り組みに努めている。</p>		
A⑦	<p>A-1-(4)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p>	<p>a・㉑・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○子どもに対して「苦情受付票」による「希望の箱」利用の周知、外部講師による性教育や薬物乱用防止学習会の開催等、子どもが自分で身を守る術を習得する取り組みが行われている。</p> <p>◆体罰及び暴力への対応方法に比べて、不適切なかかわり防止とヒヤリ・ハットの早期発見等の予防的な取り組みは経験知的に行われている。経験知的に豊富なヒヤリ・ハット事例のデータについて客観的な検討・分析を行い、経験知を生かした組織的対応に取り組まれることに期待したい。</p>		

A⑧	A-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	a・ <b>⑧</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○被措置児童等虐待の届出・通告制度の研修会を1月に開催し、届出者・通告者が不利益を受けることのない取り組みへの周知が行われている。施設長は、普段から風通しのよい組織づくりに努めている。</p> <p>◆体制整備には子ども等への説明・周知も欠かせないので、わかりやすいガイドライン資料の作成及び配布と掲示物の掲示等に取り組まれることを期待したい。</p>		
A-1-(5) 思想や信教の自由の保障		
A⑨	A-1-(5)-① 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	<b>⑨</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○日曜礼拝や食事への感謝時に習慣マナーの1つとして道徳的に活用をしているが信仰させるものではなく、社会福祉法人組織として子どもの思想や信教の自由に配慮が行われている。</p>		
A-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑩	A-1-(6)-① 施設が行う支援について事前に説明し、子どもが主体的に選択（自己決定）できるよう支援している。	<b>⑩</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○入所時の面接で支援の内容や方法について確認的な説明を行い、「枠のある生活」を過ごすことに対して、子どもにより了解程度の幅はあるが、主体的選択の結果として支援を受ける了解確認を行っている。入所後は、自立支援計画票作成の際に子どもの意向を確認し自己決定に配慮を行っている。子どもが最善な自己決定ができるように、年齢や特性等に配慮した上で職員が適切な支援を行うことに努めている。</p>		
A⑪	A-1-(6)-② 子ども自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善や自立する力の伸長に向けて積極的に取り組んでいる。	<b>⑪</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○月に1回の朗読会として寮単位で子どもが発表する取り組みがあり、家庭学校生活全般を通じた題材の文章作成から発表するという自己表現力の育み、目標達成への責任感や達成感を通して子ども自身が「枠のある生活」の中で自立する力を伸長する支援が行われている。寮生活活動、分校生活活動、作業班活動等の中で、子どもが自主的・主体的な取り組みができる支援に努め、夕方の団らん及び寮長へ提出される日記を通じて、常に子どもの最善の利益への検討・配慮した支援が行われている。</p>		
A-1-(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活		
A⑫	A-1-(7)-① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの課題として主体的に考えるよう支援している。	a・ <b>⑫</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○「家庭学校生活の過ごし方」をもとに寮の日常生活が営まれ、夕食後の当番作業を終えたら日記や学習と翌日の登校準備等を済ました後、21時の夜の集まりまでの間にテレビ、</p>		

<p>音楽鑑賞、彫刻や切り絵の手作業を行う等、自由に過ごすことができる余暇時間が保障されている</p> <p>◆「枠のある生活」の集団的行動の多い中で、子どもの主体性や自発性、一人ひとりの選択制を尊重した支援に努めているが、「ゆとりある生活」や「困りごとや苦情以外の意見を聞き満足の上昇」等に配慮した支援内容の可否についてふり返り、より「家庭学校生活の過ごし方」に反映できるような支援の取り組みに期待したい。</p>		
A⑬	A-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○毎月定額の小遣いを支給し、小遣い帳をつけさせている。月1回寮ごとに外出して買い物をする機会があり、子どもの自主性を尊重しながらお金の使い方が身につくように支援している。心理療法担当職員がソーシャルスキルトレーニングを実施しており、中卒生クラスではお金に係わる課題を授業に取り入れている。</p>		
A-1-(8) 継続性とアフターケア		
A⑭	A-1-(8)-① 家庭引取りにあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	a・Ⓑ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○家庭復帰の場合は、要保護児童対策地域協議会のケース会議開催を要請し、関係機関と連携した支援を図っている。家庭支援専門相談員は寮長と一緒に保護者と面談したり、保護者との関わり方等について寮長・寮母への助言を行っている。</p> <p>◆退所に向けた支援は個別に実施しているが、明確なプログラムに基づいてはいない。施設としての共通的なプログラムの検討が望まれる。家庭支援専門相談員を中心とした組織的なアフターケア体制の明確化が望まれる。</p>		
A⑮	A-1-(8)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるよう通信、訪問、通所などにより、退所後の支援を行っている。	a・Ⓑ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○退所後1年間は定期的（1ヶ月、3か月、6ヶ月）に状況を確認し記録を残している。状況の確認は主に電話連絡によるが必要があれば訪問を実施している。要保護児童対策地域協議会のケース会議に参加し、地元の関係機関等との連携を図っている。口頭ではあるが、退所後も施設に相談できることを伝えている。</p> <p>◆対象地域の広域性から通所による支援は行っていない。</p>		

## A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本		
A⑯	A-2-(1)-① 子どもを理解・尊重し、その思い・ニーズをくみ取りながら、子どもの発達段階や課題に考慮した上で、子どもと職員との信頼関係の構築を目指している。	Ⓐ・b・c

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○少人数の子どもと職員が共に生活する「小舎夫婦制」の特長を活かし、個々の子どもの課題に応じた個別的な支援に努めている。被虐待経験のある子どもや発達障害のある子どもが多いため、子どもの背景の理解や子どもがどう受け止めているかなどに留意しながら支援に努めている。</p>		
A⑰	<p>A-2-(1)-② 子どものニーズをみたすことのできる日常的で良質な生活を営みつつ、職員がモデルとなることで、子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○「小舎夫婦制」の家庭的な生活環境の中で子どもとの会話を大切にし、ニーズの把握と充足に努めている。施設生活の約束ごと等は「家庭学校生活の過ごし方」に分かりやすく書かれており、寮会議や「ひとむれ会」での子どもの話し合いを通じて変更することを明記している。招待行事や外出行事、さまざまなボランティア等の受け入れを通じて地域社会への参加をできるだけ図っている。</p>		
A⑱	<p>A-2-(1)-③ 集団生活の安定性を確保しながら、施設全体が愛情と理解のある雰囲気に入れられ、子どもが愛され大切にされていると感じられるような家庭的・福祉的アプローチを行っている。</p>	<p>a・㉒・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○生活日課は子どもの状況を見ながら柔軟に対応し、円滑に集団生活を送れるように配慮している。朝食と夕食は各寮で職員と子どもと一緒に調理しており、帰省期間に施設に残る子どもには、希望を取り入れながら外出行事を実施するなど家庭的・福祉的アプローチの実施に努めている。</p> <p>◆子どもの良さ、強み等を見つけてほめるように心がけているが、対応に追われて不十分な時があるという現状認識があるので、子どもの気持ちに沿った支援の一層の推進を期待したい。</p>		
A⑲	<p>A-2-(1)-④ 発達段階に応じて食事、睡眠、排泄、服装、掃除等の基本的な生活習慣や生活技術が習得できるよう支援している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○小集団での生活の特性を活かし、基本的な生活習慣や整理、清掃などの生活技術が習得できるように、きめ細かな支援を行っている。子どもが学期ごとに生活の目標を立て、実行できるように支援している。必要に応じて心理療法担当職員がソーシャルスキルトレーニングを行い、社会生活に必要な知識や技術を習得できるように支援している。</p>		
A⑳	<p>A-2-(1)-⑤ 多くの生活体験を積む中で、子どもがその問題や事態の自主的な解決等を通して、子どもの健全な自己の成長や問題解決能力を形成できるように支援している。</p>	<p>a・㉒・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○豊かな自然の中での作業活動は施設の支援の重要な柱であり、山林・園芸・蔬菜・校内管理・酪農の各班の活動を通じて総合的な能力や情操が身につくように支援している。作業内容は子どもの選択を尊重している。小さなトラブルの経験を大切にして問題解決能力</p>		

<p>が身につくように支援している。</p> <p>◆施設外の活動としては、中卒生がボランティアで公園の花壇作りを行っているが、更に可能な範囲でボランティア活動等を通じた社会参加の機会の拡充が望まれる。</p>		
A⑳	<p>A-2-(1)-⑥ 子どもの行動上の問題を改善するために、自ら行った加害行為など向き合う取組を通して自身の加害性・被害性の改善や被害者への責任を果たす人間性を形成できるように支援している</p>	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○性加害のあった子どもについては、児童相談所と協議のうえで必要な子どもに対し心理療法担当職員が治療プログラムによる再発防止の支援を行っている。入所してからの行動上の問題に対しては、子どもの特性に配慮しながら、自分の課題に向きあい自己認識を深められるような支援に努めている。</p> <p>◆子どもの状況に応じて、説明責任・賠償責任・再発防止責任などの自己責任についての振り返りを促すような取り組みを標準的な実施方法に取り入れることが望まれる。</p>		
<p>A-2-(2) 食生活</p>		
A㉒	<p>A-2-(2)-① 団らんの中として和やかな雰囲気の中で、食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、子どもの嗜好や栄養管理にも十分な配慮を行っている。</p>	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○栄養士と寮母等が協力し、作業班学習で生産した食材や寮の畑の野菜なども取り入れて、栄養面や子どもの嗜好に配慮した食事を提供している。食事は職員と子どもと一緒に食べ、楽しい雰囲気の中で食事ができるように心がけている。材料から手づくりの食事をとおり、子どもが大切にされていることが実感できるような支援に努めている。</p>		
A㉓	<p>A-2-(2)-② 子どもの生活時間にあわせた食事時間の設定を含め、子どもの発達段階に応じた食習慣の習得など食育を適切に行っている。</p>	㉔・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○朝食・夕食は食事の準備から調理・配膳・後片付けまで子どもが行っており、寮母は当番の子どもと一緒に調理しながら、食に関する知識を教えている。子ども達が育てた食材を使って食事を作ることで、食への興味・関心を高められるように図っている。誕生会には手づくりのケーキを用意して皆で祝っている。</p>		
<p>A-2-(3) 衣生活</p>		
A㉔	<p>A-2-(3)-① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供し、衣習慣を習得できるよう支援している。</p>	㉕・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○衣類や靴については学校用、作業用を含めて必要なものを十分に用意している。「小舎夫婦制」の特長を活かして寮母等が日常的にきめ細かく配慮し、洗濯、補修や整理、保管などの衣習慣が年齢等に応じて適切に身につくように支援している。</p>		
<p>A-2-(4) 住生活</p>		

A ㉕	A-2-(4)-① 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。	㉕・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○小舎制で小集団での家庭的な生活環境が整っており、寮内の設備だけでなく周囲の整美にも努めている。居室は4人部屋であるが、ベッドや仕切りでプライベートな空間が確保され、収納用の引き出しや棚が個別に備わっている。入浴やシャワーは毎日利用できるが、入浴は一人ずつにして安全性に配慮している。居間にはTV、DVD、本などを備え、くつろいだり、有意義な余暇時間が過ごせるように配慮している。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		
A ㉖	A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	㉕・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○子どもが自身の健康や安全について意識しながら生活できるように、寮内の清掃や寝具の日光消毒などを行い、洗面、歯磨き、身だしなみ等は必要なつど声掛けをしている。軽いケガや疾病でもなるべくすぐに受診し、子どもを安心させるように努めている。理容ボランティアが定期的に来てくれている。子どもの技量に応じて作業用機械を使わせることがあるため、事前に職員が安全講習を受けたり、分校の養護教諭によるエピペン使用の講習を行うなど事故防止に努めている。</p>		
A ㉗	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	a・㉕・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○看護師等を配置していないため、心理療法担当職員を中心に寮母、栄養士等が医療機関や保健所、分校養護教諭の協力を得ながら子どもの心身の健康管理に努めている。感染症マニュアルを作成し、食中毒に関する研修に栄養士と寮母が参加している。</p> <p>◆医療面に関する子どもや職員の安心感の醸成、負担の軽減等を図るために、専門職の活用として看護師等の配置の積極的検討が望まれる。</p>		
A-2-(6) 性に関する教育		
A ㉘	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・㉕・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○心理療法担当職員が分校養護教諭と連携し、年齢相応に性に関する正しい知識、関心が持てるように支援している。保健所保健師による子どもと職員への学習会を毎年実施している。性的な課題を持つ子どもに対しては、児童相談所と協議しながら心理療法担当職員が再発防止のプログラムを実施している。</p> <p>◆性的な課題を持つ子どもが多いので、施設に相応しい性教育のあり方等について、組織的な検討が望まれる。</p>		
A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A ㉙	A-2-(7)-① 子どもに暴力、不適応行動、無断外出などの行動上の問題があった場合には、関係のある子どもも含めて適切に対応し	㉕・b・c



	ている。	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○子どもの暴力やいじめ、性的問題等に係わる対応マニュアルを作成しており、問題が起きた場合は迅速に組織的な対応を心がけ、関係機関とも適切に連携している。子どもの問題行動を未然に防ぐために、職員間の話し合いを重視し、子どもの特性の共通理解や日常的な情報共有に努めている。</p>		
A③①	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で徹底している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○入所時には「権利ノート」や「家庭学校生活の過ごし方」などを使って自分や他者を大切にすることを伝え、日頃から人権に対する意識を育むように心がけている。子ども間での暴力やいじめが発覚した場合は、特別日課の適用など施設全体で対応する体制になっている。怒りのコントロールなどのプログラムに基づく支援を心理療法担当職員が実施している。問題行動等への対処のために、必要があれば職員配置の変更を実施している。</p>		
A③①	A-2-(7)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	a・㉒・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○子どもの引取りの可否等については、児童相談所と適宜協議して判断が異ならないようにしている。強引な引取りが予想される場合は、組織的な対応を図っており警察との連携も取れている。</p> <p>◆強引な引取り等を想定した保護者対応のマニュアルを作成し、危機管理マニュアルに追加して職員に周知を図ることが望ましい。</p>		
A-2-(8) 心理的ケア		
A③②	A-2-(8)-① 被虐待児など心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○常勤の心理療法担当職員を配置し、児童相談所や医療機関と連携しながら適切な心理療法を行っており、他にソーシャルスキルトレーニングなどの子どもに必要な支援を実施している。寮担当職員と協働して日常生活の中での心理的支援を図っている。子どもに必要な心理的ケアは自立支援計画に記載されており、支援の実施内容は実施報告書で関係職員に報告されている。</p>		
A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等		
A③③	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○小・中学校の分校が併設され、一部科目の習熟度別クラス編成や特別支援学級の設置などによる個別的な支援が行われている。放課後も教員が勉強を見てくれることがあり、教員との連携がとれている。寮内に学習室は設けていないが、居室の個別スペースや食堂を使って学習している。夕食後に自習時間を設定し、学習習慣が身につくように支援している。中卒生には漢字検定、ワープロ検定や簿記なども希望に応じて取り入れている。</p>		

A ㉔	A-2-(9)-㉔ 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	㉔・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○入所期間が短いため、入所時から進路に関する子どもとの話し合いや保護者等、児相、学校との協議を進め自己決定に向けて支援している。高校生は同じ法人の自立援助ホームに移っているため、主に中卒後の進路に関する支援になるが、資料等を収集して十分な情報提供に努めるとともに、学校見学や体験入学などの機会を活用させている。</p>		
A ㉕	A-2-(9)-㉕ 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して、豊かな人間性や職業観の育成に取り組んでいる。	㉕・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○豊かな自然環境の中で行う作業活動は施設の支援の重要な柱であり、生活に直結した各種作業をとおして心身の健康と成長、協調性等の伸長を図っている。山林・園芸・蔬菜・校内管理・酪農の作業班学習はそれぞれに年間計画を立てて実施しており、秋の学習発表会までを通して働くことの意義を学ぶ総合的な取り組みになっている。中卒生で就職を目指す子どもは少ないが、対象の子どもがいる場合は職場実習等を経験させるように努めている。</p>		
A ㉖	A-2-(9)-㉖ 施設と学校との親密な連携のもとに子どもに対して学校教育を保障している。	㉖・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○施設と分校が職員室を共有しており、日常的に密に情報共有及び連携が図られている。分校の管理職や新任教員等に対し、施設の特性についての理解を求める働きかけを行っており、お互いに協力して個別の学習支援や作業学習を継続的に実施している。子どもの進路相談や事前見学等にも施設と分校の担当職員が一緒に参加している。</p>		
A ㉗	A-2-(9)-㉗ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を図るとともに、忍耐力、責任感、協調性、達成感などを養うように支援している。	㉗・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○土曜日午前中のクラブ活動は、年度始めに子どもの意向を取り入れて実施種目を決定し、体育館内スポーツ、野球、合気道などから子どもが所属クラブを選択している。各種スポーツや文化的活動、レクリエーション等を年間行事の中に取り入れており、合気道、スキー、切り絵などはボランティアの外部講師の指導を受けている。</p>		
A-2-(10) 通所による支援		
A ㉘	A-2-(10)-㉘ 地域の子どもの通所による支援を行っている。	a・b・ <span style="border: 1px solid black;">評価外</span>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>通所支援は行っていない。</p>		
A-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり		
A ㉙	A-2-(11)-㉙ 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・㉙・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

<p>○施設の支援内容を理解してもらうために、ホームページ等による情報発信に努め、入所前の施設見学に積極的に対応している。入所後は電話連絡や面会、帰省、行事などの機会を利用して子どもの様子を伝え、保護者等との信頼関係づくりに努めている。</p> <p>◆兼任で家庭支援専門相談員を配置し、直接的・間接的に保護者支援を行っているが、小舎制における家庭支援専門相談員の役割を明示することが望まれる。</p>		
<p>A-2-(12) 親子関係の再構築支援</p>		
A④①	<p>A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。</p>	a・ <b>④</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○児童相談所と協議しながら親子関係の再構築に向けて必要な支援に積極的に取り組んでおり、子どもや家庭の状況に応じて通信、面会、帰省等を実施している。帰省の際には保護者にアンケートを取り、帰省中の生活の評価や課題の把握に活かしている。</p> <p>◆子どもと保護者等との関係改善に向けたプログラムなどを取り入れているが、広域性などから実施できる保護者等は限定的で、家庭訪問や定期的な関わりは難しい現状がある。</p>		
<p>A-2-(13) スーパービジョン体制</p>		
A④①	<p>A-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、施設の組織力の向上に取り組んでいる。</p>	a・ <b>④</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○部長、主幹をスーパーバイザーとして配置し、職員が問題を抱え込まないように随時相談に対応できる体制をとっている。全国児童自立支援施設職員スーパーバイザー研修に参加させている。</p> <p>◆職員の入れ替わりがあるので、定期的にスーパービジョンの機会を設けるなど、スーパービジョン体制の一層の強化を図ることが望まれる。</p>		

## C 利用者調査

### I 利用者調査（アンケート調査）について

1. 社会的養護関係施設においては、利用者調査の実施を必ず実施するものとされています。その方法については、全国的な活動水準が求められますので、全国推進組織と定められている全国社会福祉協議会の示す利用者調査の実施方法と利用者調査の様式に準じて実施しました。なお、全国社会福祉協議会のホームページ（<http://shakyo-hyouka.net/social4/>）に、利用者調査の実施方法及び利用者調査の様式例が公開されています。

非営利活動法人北海道児童福祉施設サービス評価機関の利用者調査様式一式は、「Ⅳ 利用者調査様式」に掲載しました。

#### 2. 利用者調査の概要

##### （1）アンケート調査期間

平成29年10月12日～平成30年2月21日

##### （2）回収数

16通 / 小学校4年生以上 17人

（3）利用者調査は、利用者個人を特定ができないように、子どもがどのように感じているかを施設が把握することが目的のため、評価機関の見解を入れずに、アンケート結果の集約に留めてそのまま「Ⅲ 子どもへのアンケート結果集約」に記載しました。

### Ⅱ 利用者調査の実施方法

#### 1. 趣旨

第三者評価事業の利用者調査は、子どもがどのように感じているかを把握することが目的であり、利用者満足度を評価するものではありません。

提供される支援及びその結果に対して、子どもの声を把握し、その意向の尊重や反映を行うことは、支援の質を高めます。

なお、子どもの回答が、子どものこれまでの家族関係、生活習慣、生育歴などに影響されていることを考慮し、回答をそのまま受け止めるだけでなく、回答の意図するところなどもくみ取る必要があります。

利用者調査の結果は、第三者評価を取りまとめる上での参考情報となります。また、調査結果が施設へフィードバックされ、事業改善を図る上で参考となります。

#### 2. 実施方式

実施方式は、原則として無記名アンケート方式とします。

### 3. 調査対象

調査対象は、小学校4年生以上の入所児童の全数とします。ただし、実態に即し、無理のない範囲で実施することとし、回答したくないなど回収できない場合は、差し支えありません。

### 4. 調査内容、質問数

アンケートの表現は、文例のように、子どもにわかりやすいよう工夫するとともに、質問数が多いものとし、

### 5. 利用者調査の実施方法

- ① 調査票の子どもへの配布、調査の目的や方法の子どもへの説明、記入された調査票の回収を、評価機関が施設に依頼して行う方法によります。
- ② 評価機関は、調査票のほか、施設への依頼文、子どもへの説明文、回収用封筒を用意して、あらかじめ施設に渡します。
- ③ 調査票は無記名とし、記入した調査票は、回収用封筒に子ども自身が入れて、糊づけ等で封をして、子どもが回収箱に入れる方法によります。
- ④ 回収箱に投函された回収用封筒は、施設がまとめて、評価機関へ提出します。

### 6. 利用者調査の結果

- ① 選択肢については、「はい」「いいえ」「どちらともいえない」「無回答」を集計します。自由記載については、主な事項を集約します。
- ② 調査結果については、個々の子どもの回答内容が施設にわからないように留意しつつ、集約したものを施設に示します。

### Ⅲ 子どもへのアンケート結果集約（北海道家庭学校）

問1 いま、あなたはこの施設にきてどれぐらいになりますか？

①半年以内	②半年から1年以内	③1年から2年以内	④2年以上	計
4 (25.0)	4 (25.0)	7 (43.75)	1 (6.25)	16 (100)

問2 この施設は、くらしやすく、安心して生活できますか？

①はい	②いいえ	③どちらともいえない	無回答	計
12 (75.0)		4 (25.0)		16

自由意見 ①・人と人どうしのトラブルが少し多いです。  
③・ふつうの家と比べるとくらしづらいのがいや。

問3 食事の時間は楽しみですか？

①はい	②いいえ	③どちらともいえない	無回答	計
14 (87.5)	2 (12.5)			16

自由意見 ①・食事のマナーをもう少しちゃんとしてほしいと思いました。

問4 職員から、あなたは大切にされていると感じますか

①はい	②いいえ	③どちらともいえない	無回答	計
11 (68.75)		5 (31.25)		16

自由意見 ①・作業や色々なことをまかしてもらっています。

問5 職員はこの施設の決まりや約束ごとをわかりやすく教えてくれますか？

①はい	②いいえ	③どちらともいえない	無回答	計
15 (93.75)		1 (6.25)		16

自由意見 ①・はいってからすぐに教えてもらいました。

問6 職員は、あなたが嫌がるよび方をしたり、命令したり、乱暴な言葉を使ったりしないで接してくれますか？

①はい	②いいえ	③どちらともいえない	無回答	計
14 (87.5)	2 (12.5)			16

自由意見 ②・ないです。

問7 職員は、あなたの良いところをほめてくれますか？

①はい	②いいえ	③どちらともいえない	無回答	計
14 (87.5)	2 (12.5)			16

自由意見 (記載なし)

問8 職員は、あなたが成長していくために取り組む目標、あなたの将来(学校や仕事)について話を聞いてくれますか？

①はい	②いいえ	③どちらともいえない	無回答	計
12 (75.0)		4 (25.0)		16

自由意見 ③・あまり自分からそういう話はしてないです。

問9 あなたには、自分の気持ちやあなたの考えを話しやすい職員がいますか？

①はい	②いいえ	③どちらともいえない	無回答	計
10 (62.5)	3 (18.75)	3 (18.75)		16

自由意見 (記載なし)

問10 ここでの暮らしでは、あなたのプライバシー(人に知られたくないことや自分の居場所)は守られていますか？

①はい	②いいえ	どちらともいえない	無回答	計
15 (93.75)	1 (6.25)			16

自由意見 ②・自分の過去の話をしようとする。

問11 ここでの暮らしで「いやだなあ」「こまったなあ」と思ったときに、職員以外の大人にも話すことができることを知っていますか？

①はい	②いいえ	どちらともいえない	無回答	計
9 (56.25)	6 (37.5)		1 (6.25)	16

自由意見 (記載なし)

問12 この施設での生活について、他に意見や希望などを何でも書いてください。

自由意見 (記載なし)

#### IV 利用者調査様式（児童自立支援施設・小学校4年生以上）

### アンケートのお願い

北海道家庭学校では、このたび、施設の生活をよりよいものにしていくため、施設の外の人からの評価（第三者評価）を受けることになりました。

第三者評価は、北海道家庭学校がみなさんによりよい支援を行うため、課題を見つけることを目的としています。

そのときに、みなさんの意見も参考としたいので、アンケートに協力してください。

このアンケートに答えたことで、生活がしづらくなったり、損をしたりすることはありませんので、安心して答えてください。

次の方法でアンケートに答えてください。

- ① アンケートは全部で12問です。アンケート用紙に記入してください。答えたくない質問には答えなくてもよいです。
- ② 書き終えたら、返信用封筒に入れ、封をして、月 日までに、回収箱に入れてください。月 日に評価機関に提出します。
- ③ わからないことはいつでも次に書いてあります評価機関の連絡先まで連絡してください。そのとき自分の名前は言わなくてよいです。

評価機関名

北海道児童福祉施設サービス評価機関

担当者名

稲垣伸子

住所

札幌市中央区南7条西1丁目2-1-605

電話番号

090-4875-1363



## 子どもへのアンケート

- あなたは、この施設について、どのように感じていますか？あなたの気持ちに一番近いものに、1つだけ、○をしてください。
- 各問にご意見がある場合、自由意見欄にあなたの考えを自由に書いてください。

問1 いま、あなたはこの施設にきてどれぐらいになりますか？

- ①半年以内    ②半年から1年以内    ③1年から2年以内    ④2年以上

問2 この施設は、くらしやすく、安心して生活できますか？

- ①はい    ②いいえ    ③どちらともいえない

自由意見欄：

問3 食事の時間は楽しみですか？

- ①はい    ②いいえ    ③どちらともいえない

自由意見欄：

問4 職員から、あなたは大切にされていると感じますか？

- ①はい    ②いいえ    ③どちらともいえない

自由意見欄：

次のページにつづきます

問5 職員はこの施設の決まりや約束ごとをわかりやすく教えてくださいませんか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問6 職員は、あなたが嫌がるよび方をしたり、命令したり、乱暴な言葉を使ったりしないで接してくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問7 職員は、あなたの良いところをほめてくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問8 職員は、あなたが成長していくために取り組む目標、あなたの将来（学校や仕事）について話を聞いてくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問9 あなたには、自分の気持ちやあなたの考えを話しやすい職員がいますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

次のページにつづきます

問10 ここでのくらしでは、あなたのプライバシー（人に知られたくないことや自分の居場所）は守られていますか？

- ①はい      ②いいえ      ③どちらともいえない

自由意見欄：

問11 ここでのくらしで「いやだなあ」「こまったなあ」と思ったときに、職員以外の大人にも話すことができることを知っていますか？

- ①はい      ②いいえ      ③どちらともいえない

自由意見欄：

問12 この施設での生活について、他に意見や希望などを何でも書いてください。

自由意見欄：

ご協力ありがとうございました

## D 資料

雇児発0217第6号  
社援発0217第44号  
平成27年2月17日

都道府県知事  
各指定都市市長 殿  
中核市市長  
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省社会・援護局長  
( 公 印 省 略 )

### 社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について

社会福祉施設等の第三者評価については、平成16年5月7日付雇児発第0507001号、社援発第0507001号、老発第0507001号「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（以下「第三者評価指針通知」という。）により実施しているが、平成24年度より、社会的養護関係施設に第三者評価の受審及びその結果の公表が義務づけられることとなり、当該施設に対する第三者評価については、第三者評価指針通知のほか、平成24年3月29日付雇児発第0329第2号、社援発第0329第6号「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」（以下、「社会的養護関係施設第三者評価通知」という。）及び平成24年3月29日付雇児福発0329第1号、社援基発0329第1号「社会的養護関係施設における第三者評価基準の判断基準等について」（以下、「第三者評価基準等課長通知」という。）により実施しているところである。

社会的養護関係施設の第三者評価基準は、同通知に示すとおり、概ね3年毎に定期的に見直しを行うこととしているが、平成26年4月1日付雇児発第0401第12号、社援発第0401第33号、雇児発第0401第11号「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」（以下「第三者評価指針改正通知」という。）により、第三者評価指針が全部改正されたことも受けて、今般、本事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）に設けられた福祉サービス質の向上推進委員会等で、見直しが行われたところである。

同委員会の報告を踏まえて、第三者評価基準の改定を行い、社会的養護関係施設第三者評価通知を改正することとなった。

本通知の改正内容については、平成27年4月1日から適用することとするが、各都道府県においては、第三者評価指針改正通知のほか、下記に留意の上、適切な実施にご配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

これにより、社会的養護関係施設第三者評価通知は廃止とする。

## 記

### 1. 趣旨

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第78条第1項で、「福祉サービスの質の向上のための措置等」として、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。」と定められ、これに基づき、社会福祉事業の共通の制度として、「福祉サービス第三者評価事業」が行われている。

この第三者評価事業は、社会福祉事業の事業者が任意で受ける仕組みであるが、社会的養護関係施設（児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設をいう。以下同じ。）については、子どもが施設を選ぶ仕組みでない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定もあるほか、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が必要であることから、第三者評価の実施を義務付けることとした。

このため、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）第24条の3、第29条の3、第45条の3、第76条の3及び第84条の3で、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設については、「自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。」旨を定め、第三者評価の受審及び自己評価並びにその結果の公表を義務づけることとした。また、各都道府県、指定都市及び児童相談所を設置する市（母子生活支援施設については各都道府県、指定都市及び中核市）では、この基準を参酌し、条例で児童福祉施設の最低基準を定めることとされている。

第三者評価事業は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、質の向上に結びつけることを目的とするものである。

第三者評価は、まず、評価基準に沿って自己評価を行うことから始まり、施設の職員全体で、施設運営を振り返り、できていることやできていないことを洗い出し、そして、外部の目で評価を受けることを通じて、今後の取り組み課題を把握することが重要である。外部

の第三者に対して、自らの取り組みを説明できるようになることも重要である。

社会的養護の施設においては、子どもの最善の利益の実現のために、施設運営の質の向上を図るための取り組みとして、第三者評価及び自己評価を行う。

## 2. 定期的な実施

(1) 社会的養護の施設は、第三者評価指針改正通知及びこの通知に基づいて行われる第三者評価を3か年度に1回以上受審し、その結果の公表をしなければならない。

(2) また、その間の年度においては、第三者評価基準の評価項目に沿って、自己評価を行わなければならない。

## 3. 推進組織

社会的養護関係施設の第三者評価については、第三者評価指針改正通知に基づく次の推進組織において推進する。

### ① 全国推進組織

第三者評価指針改正通知の別紙「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」により、全国社会福祉協議会が、第三者評価事業の全国推進組織と定められている。

なお、同指針による業務に加え、全国推進組織は、社会的養護関係施設第三者評価機関の認証に関する事、社会的養護関係施設についての第三者評価基準及び第三者評価の手法に関する事、第三者評価結果の取扱いに関する事、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関する事、その他必要な業務を行う。

### ② 都道府県推進組織

第三者評価指針改正通知の別添1「都道府県推進組織に関するガイドライン」に基づき、都道府県、都道府県社会福祉協議会、公益法人又は都道府県が適当と認める団体に、第三者評価事業の都道府県推進組織が設置されている。

## 4. 第三者評価基準

### (1) 施設運営指針と全国共通の第三者評価基準

社会的養護関係施設の第三者評価基準については、平成24年3月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知により施設種別ごとの施設運営指針が定められ、第三者評価指針通知の別添3「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」に基づく共通評価基準53項目を全て含むとともに、施設種別ごとの内容評価基準の項目も合わせて一体のものとして作成していたものである。

しかし、今回の社会的養護関係施設の第三者評価通知の改正により、社会的養護関係施設の第三者評価基準は、運営指針に対応するものとするが、今後、評価をより効果的に実施するため、他の福祉サービスと同様に共通評価基準と施設種別独自の内容評価基準を分けたものとして改定したところである。

共通評価基準は、項目の統合や配置、文言の変更等を行い、53項目を45項目に改定しているが、社会的養護関係施設での評価が円滑に実施されるように、本来の趣旨が変わらぬよう配慮して、別紙のように「言葉の置き換え」や「内容の加筆・削除」、「社

会的養護関係施設独自の内容の付加」を行って、共通評価基準及び判断基準、評価の着眼点、評価基準の考え方と評価の留意点についての解説版を作成したところである。

共通評価基準の改定に合わせて、内容評価基準についても、児童養護施設（45項目を41項目）、乳児院（27項目を22項目）、情緒障害児短期治療施設（43項目を42項目）、児童自立支援施設（43項目を41項目）、母子生活支援施設（33項目を28項目）と項目の整理を行い、判断基準等の内容の見直しを行い、改定したところである。

各施設種別の共通評価基準の解説版及び改定した内容評価基準を別添1-1から別添5-2までのとおり示すこととする。

また、第三者評価基準等課長通知は、廃止とし、評価基準及び判断基準、評価の着眼点、評価基準の考え方については、別添6-1から別添10-2までのとおり本通知に含めることとした。

なお、社会的養護関係施設の第三者評価基準は、第三者評価指針改正通知の定めにかかわらず、原則として全国共通のものとするを申し添える。

## （2）都道府県独自の第三者評価基準

都道府県推進組織は、（1）にかかわらず、第三者評価指針改正通知の別添1（都道府県推進組織に関するガイドライン）により、独自の第三者評価基準を定めることができる。この場合、社会的養護の各施設の施設運営指針に基づくとともに、（1）の全国共通の第三者評価基準をガイドラインとしてこれに基づいて定めるものとする。

なお、第三者評価指針改正通知においては、社会福祉事業共通の第三者評価事業について、国の定めるガイドラインに基づいて都道府県推進組織で第三者評価基準を定める仕組みとしていることから、当該基準の内容が国のガイドラインと同じである場合も、都道府県推進組織で第三者評価基準自体の策定は行う必要がある。しかしながら、社会的養護については、国が全国共通の第三者評価基準を定めることから、都道府県独自の第三者評価基準を定めない場合には、都道府県推進組織で基準を定める必要はなく、全国共通の第三者評価基準がそのまま適用される。

## 5. 第三者評価機関

### （1）社会的養護関係施設第三者評価機関の認証

社会的養護関係施設の第三者評価を行う評価機関は、「社会的養護関係施設第三者評価機関」の認証を受けた機関でなければならない。なお、当該認証の有効期間は、認証を受けた日から3か年度毎の満了日とする。

社会的養護関係施設は、虐待を受けた児童等が多く措置される施設であったり、DV被害を受けた母子が多く入所する施設であるとともに、今般、第三者評価を義務実施とするため、一層質の高い第三者評価が求められる。しかしながら、社会的養護関係施設については、各地域の施設数が少ない中で第三者評価機関の評価の質を高めるためには、社会的養護関係施設の特質と動向を十分知り、社会的養護関係施設の評価を多数経験し、社会的養護関係施設の質の向上に資する取り組みに意欲を持つ評価機関であ

ることが必要である。この場合、評価機関数が多くなり評価経験が蓄積できなくなることを避ける必要があり、評価機関はブロックなどの広域あるいは全国の単位で活動することが適当である。このため、既存の第三者評価機関の認証とは別に、社会的養護関係施設の評価機関についての新たな認証を全国共通で行う。

## (2) 全国共通の認証

社会的養護関係施設第三者評価機関の認証は、次の要件により、原則として全国推進組織が行い、この認証は全国において有効とする。

- ① 都道府県推進組織の認証を受けている第三者評価機関にあつては、全国推進組織である全国社会福祉協議会が実施する直近の社会的養護関係施設評価調査者養成研修あるいは継続研修を受講し、修了した評価調査者が在籍していること。なお、認証の更新時には、3か年度毎に10か所以上の社会的養護関係施設の評価を行うとともに、3か年度毎に全国推進組織が行う研修を受講し修了した評価調査者が在籍し、適切な評価を行っていることを要件とする。
- ② ①以外の評価機関にあつては、第三者評価指針改正通知の別添2「福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン」に掲げる要件を満たすとともに、①の要件を満たしていること。

## (3) 都道府県独自の認証

都道府県推進組織は、(2)にかかわらず、当該都道府県内において有効な社会的養護関係施設第三者評価機関の認証を行うことができる。

この場合は、「福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン」に基づき都道府県推進組織が定める認証要件を満たすとともに、都道府県推進組織が実施する社会的養護関係施設評価調査者養成研修を受講し、修了した評価調査者が在籍していることを要件とする。なお、認証の更新時には、一定以上の評価実績と評価の質を要件とする。

なお、4(2)で独自の第三者評価基準を設けている都道府県推進組織においては、特に必要と認める場合には、当該都道府県内の施設の第三者評価については、当該独自の認証を受けた社会的養護関係施設第三者評価機関でなければならない旨の取り扱いを設けることができる。

## (4) 評価の実施等

社会的養護関係施設第三者評価機関が社会的養護関係施設の評価を行う場合には、1件の第三者評価に2名以上の評価調査者が一貫して担当するものとし、いずれの評価調査者も、直近の社会的養護施設評価調査者養成研修、あるいは継続研修を受講し、修了していることが望ましいが、少なくとも1名は、これを受講し、修了している者でなければならない。なお、社会的養護施設評価調査者養成研修を受講していない評価調査者についても、第三者評価指針改正通知の別添1「都道府県推進組織に関するガイドライン」に基づいて都道府県推進組織が行う評価調査者養成研修を受講し、修了した者でなければならない。

社会的養護関係施設第三者評価機関は、毎年度終了後速やかに全国推進組織に対し、第三者評価事業の実績等を報告するものとする。また、全国推進組織が第三者評価事



業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

## 6. 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修

全国推進組織は、社会的養護関係施設評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。

この養成研修は、①社会的養護の現状と課題、②児童養護施設の現状と第三者評価、③乳児院の現状と第三者評価、④情緒障害児短期治療施設の現状と第三者評価、⑤児童自立支援施設の現状と第三者評価、⑥母子生活支援施設の現状と第三者評価、⑦社会的養護関係施設の評価の手法のそれぞれについて、専門的知験を有する講師により、講義・演習を行うものとする。

なお、都道府県推進組織においても、第三者評価指針改正通知の別添6「評価調査者養成研修等モデルカリキュラム」を参考にして、上記の講義を加え、独自に行うことができるものとする。

## 7. 利用者調査の実施

第三者評価指針改正通知の別添1「都道府県推進組織に関するガイドライン」の5(3)において、「利用者の意向を把握することの重要性にかんがみ、第三者評価と併せて利用者調査を実施するよう努めるものとする。」とされているが、社会的養護関係施設については、利用者調査を必ず実施するものとする。

その方法及び様式については、第三者評価基準等課長通知の廃止により、評価基準の判断基準と同様に、別添11から別添12までのとおり本通知に含めることとした。

## 8. 第三者評価結果の公表

(1) 社会的養護関係施設については、第三者評価機関が評価結果を全国推進組織及び都道府県推進組織に提出し、全国推進組織がその結果を公表するものとする。

なお、これに併せて、都道府県推進組織においても公表することができる。

(2) 社会的養護関係施設の評価結果の公表は、原則として全国共通の公表様式とし、第三者評価機関名、評価調査者研修修了番号、事業者情報、理念・基本方針、施設の特徴的な取り組み、第三者評価の受審状況、総評、第三者評価結果に対する施設のコメント、第三者評価結果(すべての評価細目ごとのa, b, cの3段階評価、第三者評価機関の判定理由等のコメント)を記述して公表し、その様式は、第三者評価基準等課長通知の廃止により、別添13から別添17までのとおり本通知に含めることとした。

なお、4(2)で独自の第三者評価基準を設けている都道府県推進組織においては、第三者評価指針改正通知の別添5「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づいて、独自の公表様式を定めて差し支えない。

## 9. 評価の質の向上のための取り組み

全国推進組織において、社会的養護関係施設に対する第三者評価の質の向上のための

調査研究及び情報交換を行う組織を設け、第三者評価機関、学識経験者及び社会的養護関係施設の関係者の参画を得ながら、取り組みを行う。

#### 10. 自己評価の実施

- (1) 第三者評価を受審するに当たっては、あらかじめ、第三者評価の評価基準に基づき、自己評価を行うものとする。自己評価は、まず職員個々が行い、職場全体で協議し、取り組み内容の自己点検を行い、取り組みの改善を行う。
- (2) 第三者評価を受審しない年度には、(1)の自己評価を行う。

#### 11. ファミリーホーム及び自立援助ホームについての第三者評価

ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）及び自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）については、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の28及び第36条の23により、第三者評価は努力義務とされており、平成22年3月に、これらの事業の第三者評価基準ガイドラインが作成されている。

ファミリーホーム及び自立援助ホームの第三者評価についても、5の社会的養護関係施設第三者評価機関が行うものとする。なお、これらの事業は、小規模であることから、第三者評価の受審の義務化をしなかったところであり、過度の事務的負担により、事業の本質である子どもの養育等に支障をきたすことのないようにしながら、第三者評価のあり方については、今後検討していくこととしている。

#### 12. 第三者評価の受審費用

児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームの第三者評価の受審費用については、これらの施設等においては、3年に1回に限り、1回30万8千円を上限に、措置費の第三者評価受審費加算を算定することができる。

#### 13. その他

社会的養護関係施設の第三者評価基準については、3年に1回の第三者評価の受審を義務づけていることを踏まえ、その実施状況をみながら、概ね3年毎に定期的に見直しを行うこととする。